

## 島根県公立学校会計年度任用職員（にこにこサポート（通常）に係る非常勤講師）募集要項

令和2年4月30日  
島根県教育庁学校企画課

### 1. 配置の趣旨

小学校及び義務教育学校の前期課程（以下「小学校等」という。）の通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等発達障がいのある児童に対して、当該学校の実態や意向を踏まえ、市町村教育委員会と県教育委員会が協議の上、特別な支援のための非常勤講師を配置し、当該児童一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活上や学習上の困難を改善・克服するために必要な支援を行う。あわせて、学校における適切な教育支援のあり方を明らかにするとともに、校内支援体制の充実に資する。

### 2. 募集人数

奥出雲町内 1名

### 3. 任用期間

任用日から学年最後の授業日前後の日までの間の必要な期間

### 4. 任用等について

#### (1) 任用条件

小学校の教育職員免許状所有者

#### (2) 勤務時間

勤務時間は、週当たり25時間（1日5時間、週5日）、任期を通じた総勤務時間は875時間（週25時間×35週）を上限とする。

#### (3) 報酬

1時間につき1,840円

※通勤手当に相当する報酬を支給

※時間外勤務手当に相当する報酬を支給

#### (4) 期末手当

任期の定めが6月以上の職員であって、週当たりの勤務時間が15時間30分以上であり、基準日（6月1日又は12月1日）にそれぞれ在職している職員に支給する。

#### (5) 休日

少なくとも週のうち1日は法定休日とする

#### (6) 休暇

##### ・年次有給休暇

6か月以上継続して勤務し、全勤務日の8割以上出勤したときは、下表のとおり年次有給休暇を与える。

1週間当たりの勤務時間又は1週間の勤務日の日数	年次有給休暇の日数
29時間以上又は5日以上	10日
4日	7日
3日	5日
2日	3日
1日	1日

・年次有給休暇以外の休暇については、休暇等規則に定める次の休暇とする。

①忌引 ②結婚 ③公民権行使 ④官公署出頭 ⑤現住所の滅失等 ⑥出勤困難  
⑦退勤途上危険回避 ⑧非常勤講師特別休暇

・無給休暇については、以下のとおりとする。

①妊産疾病 ②妊産婦の健康診断及び保健指導 ③妊娠中の通勤緩和 ④産前休暇  
⑤産後休暇 ⑥育児時間 ⑦子の看護 ⑧短期の介護休暇 ⑨介護休暇 ⑩介護時間  
⑪生理休暇 ⑫公務傷病休暇 ⑬骨髄等ドナー ⑭私傷病休暇

## 5. 職務内容

- (1) 児童への指導補助及び児童観察
  - ・校内支援体制の分掌の中に位置づけ、学級担任等の指導を補助する。
  - ・T T方式の授業の中で、該当児童の個別支援を行う。
  - ・指導計画に基づき、個別支援ルーム等で該当児童の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行う。
  - ・学級担任が該当児童に関わる場合、指導計画に基づき全体の授業を臨時的に担当する。
  - ・休憩時間や給食時間における個別指導及び対人関係の観察や改善を図る指導を行い、必要に応じて記録等を作成する。
- (2) 打ち合わせ・事前準備等（週あたり1時間程度）
  - ・該当児童について校内教員との情報共有又は指導のための事前準備等を行う。
  - ・該当児童への適切な個別支援のあり方を検討し、校内委員会等に情報提供する。
- (3) 校外業務
  - ・校内の常勤職員が主たる引率者となる場合に限り、当該児童に係る校外での勤務を行うことができる。
- (4) 研修（当該研修時間は任期を通じた各総勤務時間の内数として付与する）
  - 新任講師等研修（本県公立学校で初めて教職員（非常勤講師を含む）として勤務する者）
  - 特別な支援のための非常勤講師（にこにこサポート）研修
- (5) その他
  - ・原則児童に直接関わることをその職務とする。

## 6. 出願手続

- (1) 出願期間  
随時
- (2) 出願書類  
次の①及び②の書類を下記提出先まで郵送（簡易書留）または持参ください。  
なお、封筒の表に「会計年度任用職員（にこサポ）出願書類在中」と朱書きしてください。
  - ① 志願書（様式1）
  - ② 志願票（様式2）
  - ③ 所有免許状の写し又は更新講習修了確認証明書の写し

〈出願書類提出先〉

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県教育庁学校企画課

※出願書類の様式は、本要項の3～4頁に掲載しています。

※必ず教員免許状の種類・教科を記入してください。

## 7. 選考方法

- 書類選考の上、面接審査により行います。
- ※書類審査の結果、面接の期日・場所等を通知します。

## 8. その他

- 選考は随時行いますが、採用予定者が決定した時点で募集を停止します。

## 9. 問い合わせ先

島根県教育庁学校企画課 TEL: (0852) 22-5422



臨時的任用教員等採用志願票

令和 年 月 日現在

ふりがな		性別	生 年 月 日	年齢	写 真 貼 付 5 cm × 4 cmで上半身を撮影したもの (裏面に氏名を記入) 撮影年月日 令和 年 月
氏 名			年 月 日	歳	
現住所	〒 _____ 市 ( ) 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号				
連絡先	〒 _____ 市 ( ) 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号				
学 歴 ・ 職 歴					
自 至	・	・	高等学校		
自 至	・	・			
自 至	・	・			
自 至	・	・			
自 至	・	・			
自 至	・	・			
自 至	・	・			
自 至	・	・			
自 至	・	・			
自 至	・	・			
自 至	・	・			
自 至	・	・			
免 許 ・ 資 格 ( 教 員 免 許 状 等 )					
種類	授与年月日		授与権者		有効期間満了日又は修了確認期限
	・				・
	・				・
	・				・
	・				・
	・				・
免許外担当可能な教科	担当可能な部活動		ピアノ演奏(小学校志願者のみ)		可・否
健康状態	自動車運転免許証の有無		有・無		有の場合有効期限 年 月 日

(注) 1. 高等学校からの学歴・職歴について、順序をおってもれなく記入すること。  
 2. 職歴等は、給料を決定する際に必要な資料となるので、記入もれ等のないように正確に記入すること。  
 ①任用期間 ②正規・非正規 ③非正規の場合、常勤・非常勤 ④職種 ⑤在家庭の期間は「在家庭」とする

## 教育職員免許状の有効期間及び修了確認期限について

### 旧免許状用

#### 1 <免許更新1巡目> 旧免許状（平成21年3月31日以前に授与された免許状）を所有する者

免許状所有者の区分	最初の修了確認期限	更新講習受講・免許更新手続き期間
昭和29年度以前生まれ (昭和30年4月1日以前の生まれ)	免許更新手続き不要な生涯有効な免許状 (ただし、※2に該当する者は免許更新手続きが必要です。)	
昭和30, 40, 50年度生まれ	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日
昭和31, 41, 51年度生まれ	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日
昭和32, 42, 52年度生まれ	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日
昭和33, 43, 53年度生まれ	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日
昭和34, 44, 54年度生まれ	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日
昭和35, 45, 55年度生まれ	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日
昭和36, 46, 56年度生まれ	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日
昭和37, 47, 57年度生まれ	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日
昭和38, 48, 58年度生まれ	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日
昭和39, 49年度生まれ, 昭和59年度以降生まれ	令和2年3月31日	平成30年2月1日～令和2年1月31日

※1 この表において年度とは4月2日から翌年4月1日までをいいます。

※2 平成21年3月31日以前に授与された栄養教諭免許状を所有する者の最初の修了確認期限は下記2によります。

#### 2 <免許更新1巡目> 旧免許状（平成21年3月31日以前に授与された栄養教諭免許状）を所有する者

栄養教諭免許状の授与日	最初の修了確認期限	更新講習受講・免許更新手続き期間
平成18年3月31日以前	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日
平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日
平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日
平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日

#### 3 <免許更新1巡目> 上記1又は2の区分で免許更新手続きをしなかった者

※ 現在、所有する免許状は失効又は有効ではない状態（休眠状態）となっています。  
失効した場合は、更新講習受講のうえ再度の免許申請が必要です。また休眠状態の場合は、更新講習受講のうえ免許更新手続きが必要です。  
なお、失効した場合に再度授与される免許状は、新免許状です（新免許状の区分1です。）。

#### 4 <<免許更新2巡目以降>> 旧免許状を所有する全ての者

※ 免許更新2巡目以降は上記の1、2及び3の区分はありません。全ての者が以下のとおりです。

免許状所有者の区分	修了確認期限	更新講習受講・免許更新手続き期間
全ての者	免許更新手続きで交付された証明書に記載	修了確認期限の26月前から2月前

## 新免許状用

### 1 <免許更新1巡目> 新免許状（平成21年3月31日以前に授与された免許状を所有しない者に対して平成21年4月1日以降に授与される免許状）を所有する者

- ※1 新免許状には「有効期間の満了の日（免許状の授与に必要な学位と単位を満たしてから10年後の年度末）」が記載されています。
- ※2 新免許状を複数有する場合の「有効期間の満了の日」は、それらの新免許状の「有効期間の満了の日」のうち最も遅い日です。
- ※3 「有効期間の満了の日」は、一人に一つしかありません。

（例1） 同じ「有効期間の満了の日」の新免許状を有する場合

- 幼稚園教諭一種免許状（有効期間の満了の日） 

令和2年3月31日
-----------
- 小学校教諭一種免許状（有効期間の満了の日） 

令和2年3月31日
-----------

この場合、全ての新免許状の有効期間の満了の日は、令和2年3月31日です。

（例2） 異なる「有効期間の満了の日」の新免許状を有する場合

- 中学校教諭一種免許状（有効期間の満了の日） 平成30年3月31日
- 中学校教諭専修免許状（有効期間の満了の日） 令和2年3月31日
- 小学校教諭二種免許状（有効期間の満了の日） 

令和5年3月31日
-----------

この場合、全ての新免許状の有効期間の満了の日は、令和5年3月31日です。

免許状所有者の区分	有効期間の満了の日	更新講習受講・免許更新手続き期間
全ての者	免許状に記載	有効期間の満了の日の26月前から2月前

### 2 <免許更新1巡目> 上記1の区分で免許更新手続きをしなかった者

- ※ 現在、所有する免許状は失効しています。  
失効した場合は、更新講習受講のうえ再度の免許申請が必要です。再度授与された新免許状も上記1の区分です。

### 3 <<免許更新2巡目以降>> 上記1の区分で免許更新手続きをした者

- ※ 免許更新2巡目以降は、以下のとおりです。

免許状所有者の区分	有効期間の満了の日	更新講習受講・免許更新手続き期間
全ての者	免許更新手続きで交付された証明書に記載	有効期間の満了の日の26月前から2月前